○農林水産省令第１号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項中「阪神港」の下に「、境港」を加える。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

告　示

○内閣府告示第１号

地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第八条第三項の規定に基づき、地方分権改革推進計画の要旨を次のように公表する。

平成二十二年一月六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方分権改革推進計画の要旨

目　　次

前文

第１　義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

第２　国と地方の協議の場の法制化

第３　今後の地域主権改革の推進体制

別紙

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

第１　義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第３次勧告（以下「第３次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「１　施設・公物設置管理の基準の見直し」、「２　協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「３　計画等の策定及びその手続の見直し」及び「４　その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「１　施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第３次勧告に沿って、次のとおりとする。

①　従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

②　標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③　参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第２　国と地方の協議の場の法制化

国と地方との協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

第３　今後の地域主権改革の推進体制

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議（平成21年11月17日閣議決定）を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

別紙

（略）

○法務省告示第１号

戸籍法第百十八条第１項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月二十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

青森県上北郡野辺地町長

○法務省告示第２号

戸籍法第百十八条第１項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月二十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

埼玉県羽生市長

○法務省告示第３号

戸籍法第百十八条第１項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月二十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

秋田県能代市長

○法務省告示第４号

戸籍法第百十八条第１項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月二十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

和歌山県伊都郡かつらぎ町長

○法務省告示第５号

戸籍法第百十八条第１項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によつて戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月二十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

山形県最上郡最上町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

山形県最上郡東小国村大字向町六百十四番地

西塚〃ツ子

○法務省告示第６号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第１項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年一月十二日から効力を生ずる。

平成二十二年一月六日

法務大臣　千葉　景子

横浜地方法務局所属　及川　憲夫

さいたま地方法務局所属　長島　裕

名古屋法務局所属　杉山　茂久

○外務省告示第１３号

平成二十一年十二月十日にパリで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十二年一月六日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、インドネシア共和国政府による温室効果ガスの排出の削減及び経済成長を達成するための並びに気候の安定に寄与するための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百八十億八千三百万円（二八、〇八三、〇〇〇、〇〇〇円）（景気刺激支援に係る部分を除く。）、景気刺激支援に係る部分については九十三億六千百億円（九、三六一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」